

訪問看護ステーションりあんの概要

1. 事業所の名称及び所在地

所在地 〒359-0007 埼玉県所沢市北岩岡 626-55 ティンカーベル 103

電話番号 04-2933-9078

事業者番号 1162590651

サービス種別 訪問看護・介護予防訪問看護

2. 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日（12月30日～1月3日を除く）

営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで

連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

3. 通常の事業の実施地域

所沢市、狭山市、入間市、ふじみ野市、三芳町、富士見市

※上記地域以外の方でもご相談に応じます。

4. 従業員の職種、員数及び職務内容

管理者 1人（常勤）

管理者は事業所の従業者及び管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令の規定を遵守させる為に必要な指揮監督を行う。

・ 訪問看護師 3人以上

訪問看護師は、（介護予防）訪問看護の提供にあたる。

・ 事務職員 1人

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

5. 利用料について

1 利用者は、訪問看護サービスの対価として訪問看護個別契約書で定めるサービス内容を介護保険法、及び健康保険法の定める計算方式によって利用料を月毎に支払うものとします。

2 死後の処置料金は、10,000円とする

6. 通常の事業の実施地域を越える場合の交通費について

通常の事業地域を越えて行う（介護予防）訪問看護を提供する際は、通常の事業の実施地域を越える地点からその交通費の実費を徴収します。なお、自動車等を使用した場合の交通費は次の額を徴収します。

○事業の実施地域を越えた地点から、片道2キロメートル以上 150円

○事業の実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 300円

7. 秘密保持

利用者及びその家族の個人情報、あらかじめ文書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。

8. 緊急時における対応方法

- 1 訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医の医師に連絡し、適切な処置を行う。
- 2 事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9. サービス内容に関する相談・苦情窓口について

事業所 苦情・相談窓口（担当：管理者）

電話番号 04-2933-9078

受付時間 月曜日～金曜日（午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分）

その他の苦情・相談窓口

所沢市役所	高齢者福祉課	04-2988-1111
狭山市役所	高齢者福祉課	04-2953-1111
入間市役所	高齢者支援課	04-2964-1111
ふじみ野市役所	介護保険課	049-261-2611
三芳町役場	介護保険課	049-258-0019
富士見市役所	介護保険課	049-251-2711
川越市役所	介護保険課	049-224-8811

埼玉県国民健康保険団体連合会（苦情相談専用）

電話 048-824-2568

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（土日祝を除く）